

浜松市旅館業法の施行に関する要綱

この要綱は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和32年政令152号。以下「政令」という。）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）、浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号。以下「条例」という。）及び浜松市旅館業法施行細則（平成24年浜松市規則第97号。以下「細則」という。）の施行について、必要な事項を定める。

第1 手続き

法、省令、条例及び細則に基づく申請又は届出を行う場合は、次に掲げる書類を提出又は提示すること。

(1) 法第3条第1項の規定による申請

ア 旅館業許可申請書（様式1）（申請手数料23,000円）

イ 申請者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄附行為の写し（本証と相違ない旨を記載すること。）及び登記事項証明書 省令1①(1)、
細則3②(1)

ウ 営業施設の配置図及び平面図その他構造設備を明らかにする図面 省令1②

エ 営業施設の周囲100メートルの地図（営業施設の敷地の境界周囲100メートルの区域を示したもの） 細則3②(2)

オ 使用する土地又は建物が他人の所有の場合にあつては、貸借契約書の写し（本証と相違ない旨を記載すること。）又は承諾書（様式例1） 細則3②(3)

カ 循環式浴槽を設置する場合にあつては、その配管系統図 細則3②(4)

キ 使用する水が水道水の場合にあつては、その給水使用証明書 細則3②(5)

ク 使用する水が水道水以外の場合にあつては、その水質検査成績書（浴用に使用する場合は、細則第9条第1項に定める検査項目について、飲用に使用する場合は、浜松市飲用井戸等衛生対策要領（平成14年浜松市告示第511号）第4条に定める検査項目について実施したものであること。） 細則3②(5)

ケ 消防法令適合通知書の写し（本証と相違ないことを確認するため、通知書の本証を提示すること。） 細則3②(6)適用

コ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を備える場合（第2(2)イ(キ)又は第2(3)エに規定するもの）にあつては、その内容を明らかにする書類等 細則3②(6)適用

(2) 法第3条の2第1項の規定による承継の承認の申請（事前申請）

ア 旅館業承継承認申請書（譲渡）（様式2）（申請手数料7,600円）

イ 旅館業の譲渡を証する書類（譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思、譲渡の効力発生日が確認できるもの。本証と相違ない旨を記載すること。） 省令1の3②(1)

ウ	譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し（本証と相違ない旨を記載すること。また、事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続きを経た正式のもの。譲渡について認可が必要な場合にあってはその認可後のもの）	省令1の3②(2)
エ	営業施設の配置図及び平面図	法7報告徴収
オ	構造設備を明らかにする書類（様式1を準用）	法7報告徴収
カ	営業施設の周囲100メートルの地図（営業施設の敷地の境界周囲100メートルの区域を示したもの）	細則4の2②
キ	譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の登記事項証明書を提示されたい。	
(3)	法第3条の3第1項の規定による承継の承認の申請（事前申請）	
ア	旅館業承継承認申請書（法人の合併・分割）（様式3）（申請手数料7,600円）	
イ	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により営業者の地位を承継する法人の定款又は寄附行為の写し（本証と相違ない旨を記載すること。）	省令2②
ウ	合併契約書、分割計画書等の写しその他の承継を明らかにする書類（本証と相違ない旨を記載すること。）	細則5②(1)
エ	営業施設の周囲100メートルの地図（営業施設の敷地の境界周囲100メートルの区域を示したもの）	細則5②(2)
(4)	法第3条の4第1項の規定による承継の承認の申請	
ア	旅館業承継承認申請書（相続）（様式4）（申請手数料7,600円）	
イ	被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し。必要に応じ相続人の範囲を確定するために必要な戸籍謄本（代襲相続人が承継の承認の申請者となる場合等）	省令3②(1)
ウ	相続人が2人以上いる場合は、承継すべき相続人以外全員の同意書（様式例2）	省令3②(2)
エ	営業施設の周囲100メートルの地図（営業施設の敷地の境界周囲100メートルの区域を示したもの）	細則6②
(5)	省令第4条の規定による変更の届出	
ア	旅館業許可申請事項変更届（様式5）	
イ	営業施設の構造設備の変更の場合は、営業施設の配置図及び平面図のうち変更に係るもの（客室に関する変更の場合は、客室の詳細（様式1別紙1）も併せて提出すること。）	細則7②(1)

- ウ 循環式浴槽を新たに設置し、又は変更した場合は、その配管系統図及び循環式浴槽の詳細（様式1別紙2） 細則7②(2)
 - エ 使用する水を水道水に変更した場合は、その使用証明書 細則7②(3)
 - オ 使用する水を水道水以外に変更した場合は、その水質検査成績書（第1号クを準用する。） 細則7②(4)
 - カ その届出が法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更に係るものであるときは、その法人の登記事項証明書を提示すること。 細則7③
- (6) 省令第4条の規定による停止又は廃止の届出
- ア 旅館業停止・廃止届（様式6）
- (7) 条例第6条第9号ソ（同条第10号において適用する場合を含む）に規定する衛生管理に係る計画書の提出及びその内容の変更の提出
- ア 旅館業に係る衛生管理計画書（新規・変更）（様式7）
- (8) 細則第9条第1項ただし書に規定する原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水（以下「原水等」という。）の水質基準適用除外承認の申請
- ア 水質基準適用除外承認申請書（原水等）（様式8）
 - イ 原水等に使用する温水又は水における細則第9条第1項に定める検査項目について実施した水質検査成績書の写し
 - ウ 添加する入浴剤等が浴槽に入れて使用する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医薬部外品（同条第2項に規定する医薬部外品をいう。以下同じ。）又は化粧品（同条第3項に規定する化粧品をいう。以下同じ。）であることを証する書類の写し、温泉分析書の写し、古来から浴用に供されていることを証する文献等の資料の写しその他の使用に供する温水又は水が衛生上危害を生ずる恐れがないことが判断できる書面
- (9) 細則第9条第2項ただし書に規定する浴槽水の水質基準適用除外承認の申請
- ア 水質基準適用除外承認申請書（浴槽水）（様式9）
 - イ 原水等に水道水以外を使用している場合は、当該温水又は水における細則第9条第1項に定める検査項目について実施した水質検査成績書の写し
 - ウ 該当する浴槽水における細則第9条第2項に定める検査項目について実施した水質検査成績書の写し
 - エ 添加する入浴剤等が浴槽に入れて使用する医薬品、医薬部外品又は化粧品であることを証する書類の写し、温泉分析書の写し、古来から浴用に供されていることを証する文献等の資料の写しその他の使用に供する

温水又は水が衛生上危害を生ずる恐れがないことが判断できる書面
第2 旅館業の構造設備基準

法第3条第2項に規定する「施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき」とは、次に掲げる基準を満たしていないことをいう。ただし、第5号に掲げる場合においては、この限りでない。

(1) 共通

ア 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。なお、窓のない客室は設けないこと。

政令1①(3)、
1②(3)、1③(1)
衛生等管理要領
Ⅱ第1 11(3)、
Ⅱ第2 1(6)、
Ⅱ第3 1(2)

イ 営業施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

政令1①(4)
1②(4) 1③(2)

ウ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

政令1①(5)、
1②(5)、1③(3)

エ 適当な数の便所を有すること。

政令1①(6)
1②(6) 1③(4)

オ ねずみ及び衛生害虫の侵入を防止するための設備が設けられていること。

条例3(1)

カ 水道水その他飲用に適する水を衛生的で十分に供給し得る設備が適切に設けられていること。

条例3(2)

キ 寝具類、清掃用具等の数量に応じて、衛生的に収容することができる大きさを有する保管室が設けられていること。

条例3(3)

ク 便所には、流水式手洗設備が設けられていること。

条例3(4)

ケ 共同浴室を設置する場合にあっては、次に掲げる措置が講じられていること。

(ア) 共同浴室及び脱衣室は、男女それぞれ専用のもとし、男子用と女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、貸し切って入浴させる共同浴室及びその脱衣室並びに衣類を着用する者のみを入浴させる共同浴室にあっては、この限りでない。

条例3(5)ア

(イ) 共同浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造とすること。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる共同浴室にあっては、この限りでない。

条例3(5)イ

(ウ) 脱衣室には、衣類かごその他の入浴者の衣類等を清潔に保管することができる設備を設けること。	条例3(5)ウ
コ 浴室には、次に掲げる措置が講じられていること。	
(ア) 入浴者の利用に供する湯栓及び水栓を設けること。	条例3(6)ア
(イ) 洗い場を設置する場合にあっては、洗い場の床面から浴槽の上縁までの高さは5センチメートル以上とすること。	条例3(6)イ
(ウ) 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあっては、循環している温水又は水を用いない構造とすること。	条例3(6)ウ
(エ) 気泡発生装置等を設置する場合にあっては、当該気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。	条例3(6)エ
(オ) 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造とすること。	条例3(6)オ
サ サウナ室を設置する場合にあっては、次に掲げる措置が講じられていること。	
(ア) 男女それぞれ専用のもとし、男子用と女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、貸し切って使用させるサウナ室及び衣類を着用する者のみに使用させるサウナ室にあっては、この限りでない。	条例3(7)ア
(イ) 出入口の扉に室内の全部を見通すことができる窓を設けること。	条例3(7)イ
(ウ) 室内の見やすい場所にブザーその他の非常用設備を設けること。	条例3(7)ウ
(エ) 室内の換気を十分に行うことができる構造であること。	条例6(8)ア準用
(オ) 室内の見やすい場所に利用上の注意を掲示すること。	条例6(8)イ
シ 循環式浴槽（ろ過器を設置するものに限る。）を設置する場合にあっては、次に掲げる措置が講じられていること。	
(ア) ろ過器は、砂式ろ過器（ろ過タンク内に、粒子の大きさ又は比重の異なる天然砂等のろ材を積層して温水又は水をろ過する方式のろ過器をいう。）で、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、ろ材には、十分な逆洗浄を行うことができるものを使用したものとすること。ただし、これにより難しい場合は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、清掃及び消毒を容易に行うことができる構造のものとする。	条例3(8)ア
(イ) 集毛器を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る前に設けられる構造とすること。	条例3(8)イ
(ウ) 浴槽水の消毒装置を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る直前に消毒に用いる薬剤が注入される構造とすること。	条例3(8)ウ
(エ) 浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は	条例3(8)エ

<p>微小な水粒の発生を防止する構造のものとする。ただし、第6(8)アで定めるところにより浴槽水の補給に関し適切な管理を行う場合にあつては、この限りでない。</p>	
<p>ス 客室その他適当な場所にくず入れ容器を備えること。</p>	<p>条例6①(3)</p>
<p>(2) 旅館・ホテル営業</p>	
<p>ア 客室は、次の要件を満たすものであること。</p>	
<p>(ア) 1客室の床面積は、7平方メートル（寝台を置く客室にあつては9平方メートル）以上であること。</p>	<p>政令1①(1)</p>
<p>(イ) 1客室の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積の合計（算定方法は別図のとおり。以下「有効面積」という。）が、客室の定員1人につき3.3平方メートル（寝台を置く客室にあつては、4平方メートル）以上であること。</p>	<p>条例6①(1)ア準用</p>
<p>イ 善良の風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備（以下「玄関帳場等」という。）として次の(ア)から(カ)までの基準に適合するものを有すること。ただし、(キ)の要件を満たす場合は、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場等を設置しないことができる。</p>	<p>政令1①(2) 衛生等管理要領 Ⅱ第1 8</p>
<p>(ア) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p>	<p>省令4の3(1)</p>
<p>(イ) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p>	<p>省令4の3(2)</p>
<p>(ウ) 玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。</p>	<p>衛生等管理要領 Ⅱ第1 8(1)</p>
<p>(エ) 事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。</p>	<p>衛生等管理要領 Ⅱ第1 8(2)</p>
<p>(オ) 玄関帳場等に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。</p>	<p>衛生等管理要領 Ⅱ第1 8(3)</p>
<p>(カ) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場等として施設への入り口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（例えば管理棟）を設けることができること。</p>	<p>衛生等管理要領 Ⅱ第1 8(4)</p>
<p>(キ) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができること。</p>	<p>衛生等管理要領 Ⅱ第1 8(5)</p>
<p>あ 事故が発生したとき、宿泊者専用区域（客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ）に無断で侵入する者がいるとき</p>	

- その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
- い 次のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施すること。
- (あ) 営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。
- (い) 第8の4(2)の要件に該当するICTを活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。
- う 鍵の受け渡しを適切に行うこと。
- ウ 営業施設の設置場所が次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 法3③(1)
- (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設 法3③(2)
- (ウ) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 条例4①(1)
- (エ) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により指定された博物館に相当する施設 条例4①(2)
- (オ) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 条例4①(3)
- (カ) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設 条例4①(4)
- (キ) 青少年のための教育施設、スポーツ施設その他の施設のうち、主とし 条例4①(5)

て児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、平成25年浜松市告示第170号により指定した施設

(3) 簡易宿所営業

ア 客室の延床面積は、33平方メートル（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。

政令1②(1)

イ 1客室の有効面積が、客室の定員1人につき1.65平方メートル以上であること。

条例6①(1)イ準用

ウ 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。

政令1②(2)

エ 適当な規模の玄関帳場等を設けることが望ましいこと。ただし、次のいずれにも該当するときは、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場等を設けることは要しないこと。

(ア) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備（第2(2)イ(キ)の要件を満たすことが望ましい。）を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。玄関帳場等に代替する機能を有する設備については、次のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施することができる設備である必要があること。

衛生等管理要領
Ⅱ第2 2(1)

あ 営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。

い 第8の4(2)の要件に該当するICTを活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。

(イ) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

(ウ) 事故が発生したとき、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。

衛生等管理要領
Ⅱ第2 2(2)

(4) 下宿営業

ア 1客室の有効面積が、客室の定員1人につき4平方メートル以上であること。

条例6①(1)ウ準用

(5) 基準の特例

ア キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設、交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの及び体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設に係る基準の特例は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 第2(2)ア(ア)、イ、及び(3)アは適用しない。

省令5②

(イ) 季節的状况、地理的状况等によって第2(1)イの基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

省令5③

イ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業（以下、農家民宿とする。）に係る施設は、第2(3)アは適用しない。

省令5②

ウ ア及びイに掲げる施設その他修学旅行等の団体客を一時的に多数宿泊させる施設について保健所長が公衆衛生の維持に支障がないと認めた場合は第2(2)ア(イ)中「3. 3平方メートル（寝台を置く客室にあつては、4平方メートル）」とあるのは「1. 65平方メートル」とする。

細則16

第3 水質基準適用除外の承認基準

細則第9条第1項ただし書及び第2項ただし書に規定する「衛生上危害を生じるおそれがない」とは、次に掲げる内容を満たしていることをいう。

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を使用する場合
- (2) 細則第9条第1項に規定する水質基準を満たしている原水等に医薬品、医薬部外品又は化粧品を添加する場合
- (3) 古来から浴用に供されており、かつ、その利用により健康被害が発生していないことが確認されている場合

第4 許可した旨の通知等

1 第1(1)から(4)の申請が保健所に到達した日から30日以内（第1(1)及び(2)の申請については、申請が保健所に到達してから実地調査を行うまでの期間を除く。）にその処分を決定する。

2 保健所長は、第1(1)から(4)の申請の審査に際して、申請施設の設置場所が第2(2)(ア)から(キ)で定める施設の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、法第3条第4項及び条例第5条で定める者に意見を求めること。

法3④

- 3 営業者の地位の承継の相談を受けた際は、消防リーフレットを配布し、相談者の同意を受け、当該施設の名称及び所在地を消防局予防課へ情報提供する。
- 4 保健所長が法第3条第1項の規定による許可をしたときは旅館業許可書（様式10。以下「許可書」という。）を、法第3条第2項又は第3項の規定により許可を与えないときは様式11を交付する。
- 5 客室の延床面積を33平方メートル未満とし、かつ、宿泊者の数を10人未満とした申請に対する営業許可に当たっては、法第3条第6項の規定に基づき、「客室における宿泊者1人当たりの床面積を3.3平方メートル以上とすること」を営業を行う条件として附す。
- 6 農家民宿の申請に対する営業許可に当たっては、法第3条第6項の規定に基づき、「農林漁業体験民宿業に限ること」を営業を行う条件として附す。
- 7 保健所長が法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による承認をしたときは旅館業承継承認書（様式12。以下「承認書」という。）を、承認しないときは様式13を交付する。
- 8 前項の承認にあたっては、次に掲げる内容を条件として附す。
 - (1) 譲渡の場合 「本承認の効力は、譲渡の効力発生を停止条件として生じる」
 - (2) 合併の場合 「合併の登記をもって、この承認は発効する」
 - (3) 分割の場合 「分割の登記をもって、この承認は発効する」
- 9 保健所長が細則第9条第1項ただし書の規定による承認をしたときは水質基準適用除外承認書（原水等）（様式14）を、承認しないときは様式15を交付する。
- 10 保健所長が細則第9条第2項ただし書の規定による承認をしたときは水質基準適用除外承認書（浴槽水）（様式16）を、承認しないときは様式17を交付する。
- 11 第1項、第4項及び前2項により交付した通知の再交付は行わない。
- 12 開設者は省令第4条の規定による変更の届出をした際、通知書の記載事項の変更に係る場合に限り、保健所長にその旨を許可書又は承認書に記載するよう求めることができる。
- 13 保健所長は、前項の求めがあった場合、許可書又は承認書の余白に「許可申請事項変更届出済」の旨、届出年月日、変更事項及びその内容を記載しなければならない。

第5 変更等の届出に関する留意事項等

- 1 営業施設の構造及び設備の変更のうち、所在地移転、建て替え、建物内での移動及び全面的な改装の場合は、変更の届出によらず、新たに営業許

令和2年12月7日
付浜松市消防局予防
課長通知

生食発0330第5号
平成28年3月30日
第3②

可の申請を行うものとする。

2 次に掲げる場合は、承継の承認の申請によらず、新たに営業許可の申請を行うものとする。

(1) 法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の承認より前に譲渡、合併又は分割の効力が発生した場合

(2) 営業者が個人であって、法第3条の4第1項の承認を受けるための申請が、営業者の死亡後60日を超えた場合

3 第1(3)による承継の承認の申請を行い、第4第4項の承認書が交付された場合、合併後存続した法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書の提示を求める。

4 次の規定によりされた提出、申請及び交付の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりされたものとみなすことができる。

(1) 浜松市公衆浴場法施行条例第3条第18号ト（同条第19号、第4条及び第5条において適用する場合を含む）に規定する衛生管理に係る計画書の提出

(2) 前号に規定する衛生管理に係る計画書の内容の変更の提出

(3) 浜松市公衆浴場法施行細則第10条第1項ただし書の規定による原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水の水質基準適用除外承認の申請

(4) 浜松市公衆浴場法施行細則第10条第2項ただし書の規定による浴槽水の水質基準適用除外承認の申請

(5) 前2号に対して行った交付

第6 旅館業の衛生措置等

旅館業の営業者は、法第4条第1項の規定に基づき次に掲げる措置を講じること。

(1) 客室には、定員を超えて客を宿泊させないこと。

条例6①(1)準用

(2) 便所の洗浄水その他飲用に供する目的以外の目的のための水を供給する設備を設ける場合は、誤って飲用することを避けるため、その旨の表示を当該設備の周囲の見やすいところに掲示すること。

条例6①(2)

(3) ねずみ及び衛生害虫について、6箇月に1回以上定期的に点検し、駆除すること。この場合において、当該点検及び駆除の記録は、点検の日から3年以上保存すること。

条例6①(4)

(4) 共同浴室を使用する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。

ア 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。

条例6①(5)ア

イ 共同浴室及び脱衣室は、換気を十分に行うこと。

条例6①(5)イ

- ウ 脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には必ず身体を洗うことその他の入浴上の注意を掲示すること。 条例6①(5)ウ
- (5) 宿泊者に、くし、ヘアブラシ又はタオルを提供し、又は貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとする。 条例6①(6)
- (6) 宿泊者に、かみそりを提供する場合は、新しいものとする。 条例6①(7)
- (7) サウナ室を使用する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 室内の換気を十分に行うこと。 条例6①(8)ア
 - イ 室内の見やすい場所に利用上の注意を掲示すること。 条例6①(8)イ
- (8) 循環式浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 第2(1)シ(エ)ただし書きの規定による補給時に水粒を発生する構造の浴槽における浴槽水の補給に関する適切な管理は、次に定めるとおりとする。 条例3(8)エ準用
 - (ア) ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。
 - あ 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法
 - い モノクロラミン濃度が1リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法
- (イ) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。 細則4(1)
- イ 水道水以外の水を使用した原水等及び浴槽水は、次に掲げる基準に適合するよう水質を管理すること。なお、水質検査は、「公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成12年12月15日付け生衛発第1811号。以下「衛生等管理要領等」という。）」に規定する方法で行うこと。ただし、第4の9又は10の承認を受けたときは、適合しなくてもよいものとする。 細則4(2)
- (ア) 原水等（水道水以外の水を使用した場合） 条例6①(9)ア、
細則9①②

検査項目	基準値	承認による適用除外の可否
色度	5度以下であること。	可
濁度	2度以下であること。	可
pH値	5.8以上8.6以下であること。	可

細則9①

有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量） ※それぞれ、衛生等管理要領等における、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、過マンガン酸カリウム消費量を指す。以下同じ。	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては、1リットル中3ミリグラム以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量にあつては、1リットル中10ミリグラム以下であること。	可
大腸菌	検出されないこと。	否
レジオネラ属菌	検出されないこと（100ミリリットル中10cfu未満であることをいう。）。	否

(イ) 浴槽水（循環系統ごとに実施）

細則9②

検査項目	基準値	承認による適用除外の可否
濁度	5度以下であること。	可
有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては、1リットル中8ミリグラム以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量にあつては、1リットル中25ミリグラム以下であること。	可
大腸菌	1ミリリットル中1個以下であること。	否
レジオネラ属菌	検出されないこと（100ミリリットル中10cfu未満であることをいう。）。	否

ウ	原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用する場合にあっては、貯湯槽内の原湯の温度を原湯の補給口から底部に至るまで摂氏60度（最大の使用時にあっては、摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、貯湯槽内の原湯の水質を定期的に検査することにより生物膜の状況を監視し、必要に応じて貯湯槽内の原湯の消毒又は貯湯槽内の生物膜を除去するための清掃及び次のいずれかの方法で消毒を行うこと。	条例6⑩(9)イ
(ア)	遊離残留塩素濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法	細則10(1)
(イ)	モノクロラミン濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下のモノクロラミン溶液を貯湯槽内壁に噴霧する方法	細則10(2)
エ	貯湯槽を使用する場合にあっては、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。	条例6⑩(9)ウ
オ	浴槽は、十分にろ過した温水若しくは水又は原湯若しくは原水を供給することにより、常に満水に保つこと。	条例6⑩(9)エ
カ	浴槽は、1週間に1回以上完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用しない場合にあっては、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。	条例6⑩(9)オ
キ	ろ過器を使用する場合にあっては、1週間に1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次に掲げるいずれかの方法による消毒を行うこと。	条例6⑩(9)カ
(ア)	遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法	細則11(1)
(イ)	モノクロラミン濃度が1リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法	細則11(2)
(ウ)	浴槽水に塩素系薬剤を投入することにより当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中10ミリグラム以上50ミリグラム以下とし、当該浴槽水を2時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法	細則11(3)
(エ)	浴槽水にモノクロラミンを投入することにより当該浴槽水のモノクロラミン濃度を1リットル中10ミリグラム以上とし、当該浴槽水を1時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法。	細則11(4)
(オ)	浴槽水の温度を摂氏60度以上に維持した状態で1時間以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法	細則11(5)
(カ)	浴槽水の温度を摂氏65度以上に維持した状態で30分以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法	細則11(6)
(キ)	過酸化水素により処理する方法	細則11(7)
(ク)	二酸化塩素により処理する方法	細則11(8)

(ケ) 過炭酸ナトリウムにより処理する方法	細則 11(9)
ク 浴槽水を循環させるための配管その他の設備は、1週間に1回以上キ(ウ)から(カ)までに掲げるいずれかの方法により消毒すること。また、(キ)から(ケ)までに掲げるいずれかの方法による消毒も可能とする。	条例 6①(9)キ、 細則 12①
ケ 浴槽水を循環させるための配管その他の設備は、1年に1回以上内部の生物膜の状況を監視し、必要に応じてキ(キ)から(ケ)までに掲げるいずれかの方法により消毒し生物膜を除去すること。	条例 6①(9)ク、 細則 12②
コ 浴槽水は、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。	条例 6①(9)ケ
(ア) 浴槽水に塩素系薬剤を投入する方法。この場合において、浴槽水の遊離残留塩素濃度は、1リットル中0.4ミリグラム以上に保つこと。この場合において、1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。	細則 13(1)
(イ) 浴槽水にモノクロラミンを投入する方法。この場合において、浴槽水のモノクロラミン濃度は、1リットル中3ミリグラム以上に保つこと。	細則 13(2)
サ 集毛器を使用する場合にあっては、毎日、清掃及び消毒を行うこと。	条例 6①(9)コ
シ 消毒装置を使用する場合にあっては、維持管理を適切に行うこと。	条例 6①(9)サ
ス 水道水以外の水を使用した原水等にあっては1年に1回以上、浴槽水にあっては1年に2回以上、イに掲げる基準に係る水質検査を行い、それらの結果を脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に掲示し、かつ、保健所長に報告すること。この場合において、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から3年以上保存すること。	条例 6①(9)シ
セ 循環している温水又は水を誤って飲用するおそれがある場合にあっては、誤って飲用することを防止するための注意を掲示すること。	条例 6①(9)ス
ソ 気泡発生装置等を使用する場合にあっては、次に掲げる管理を行うよう努めること。	条例 6①(9)セ
(ア) ろ過器を使用している場合にあっては、当該ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。	細則 14(1)
あ 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法	細則 14(1)7
い モノクロラミン濃度が1リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法	細則 14(1)イ
(イ) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、ろ過器を設置していない浴槽の浴槽水又はけいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあっては、この限りでない。	細則 14(2)

タ	衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を作成し、当該計画書に基づき点検を行い、点検表を作成すること。この場合において、当該点検表は点検の日から3年以上保存すること。	条例6①(9)ソ
チ	連通管及び水位計配管は、浴槽水を循環させるための配管その他の設備と同様の管理（ク、ケ）を行うことが望ましい。	衛生等管理要領 Ⅲ 4 (5)
(9)	循環式浴槽以外の浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。	条例6①(10)
ア	水道水以外の水を使用した原水等及び浴槽水は、前号イに掲げる基準に適合するよう水質を管理すること。ただし、第4第5項又は第6項の承認を受けたときは、適合しなくてもよいものとする。	条例6①(9)ア、 細則9①②
イ	貯湯槽を使用する場合にあっては、貯湯槽内の原湯の温度を原湯の補給口から底部に至るまで摂氏60度（最大の使用時にあっては、摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、貯湯槽内の原湯の水質を定期的に検査することにより生物膜の状況を監視し、必要に応じて貯湯槽内の原湯の消毒又は貯湯槽内の生物膜を除去するための清掃及び次のいずれかの方法で消毒を行うこと。	条例6①(9)イ、細 則10
(ア)	遊離残留塩素濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法	
(イ)	モノクロラミン濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下のモノクロラミン溶液を貯湯槽内壁に噴霧する方法	
ウ	貯湯槽を使用する場合にあっては、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。	条例6①(9)ウ
エ	浴槽は、原湯又は原水を供給することにより、常に満水に保つこと。	条例6①(10)ア
オ	浴槽は、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。	条例6①(10)イ
カ	浴槽水は、次のいずれかの方法で消毒を行うことが望ましい。	
(ア)	浴槽水に塩素系薬剤を投入する方法。この場合において、浴槽水の遊離残留塩素濃度は、1リットル中0.4ミリグラム以上に保つこと。この場合において、1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。	
(イ)	浴槽水にモノクロラミンを投入する方法。この場合において、浴槽水のモノクロラミン濃度は、1リットル中3ミリグラム以上に保つこと。	
キ	水道水以外の水を使用した原水等及び浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽の浴槽水を除く。）にあっては、1年に1回以上アに掲げる基準に係る水質検査を行い、その結果を脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に掲示し、かつ、保健所長に報告すること。この場合において、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から3年以上保存すること。	条例6①(10)ウ
ク	気泡発生装置等を使用する場合にあっては、次に掲げる管理を行うよ	条例6①(9)セ

- う努めること。
- (ア) ろ過器を使用している場合にあつては、当該ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。
- あ 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法
- い モノクロラミン濃度が1リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法
- (イ) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、ろ過器を設置していない浴槽の浴槽水又はけいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。
- ケ 衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を作成し、当該計画書に基づき点検を行い、点検表を作成すること。この場合において、当該点検表は点検の日から3年以上保存すること。
- (10) 衛生管理を行うための責任者を定めること。
- (11) シャワーを設置する場合は、次に掲げる措置を講じること。
- ア 少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。
- イ シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを1年に1回以上洗浄、消毒すること。
- (12) 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。
- (13) 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における法第2条第6項に規定する特定感染症（以下「特定感染症」という。）のまん延の防止に必要な限度において、法第4条の2第2項に規定する特定感染症国内発生期間に限り、次の法第4条の2第1項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号の定める協力を求めることができる。

細則14(1)

細則14(2)

条例6①(9)ソ

条例6①(11)

衛生等管理要領

Ⅲ 4 (5)

法3の5②

法4の2①

第7 宿泊拒否の制限

旅館業の営業者は、以下に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をす

法5①(1)

法5①(2)

るおそれがあると認められるとき。	
(3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスに提供を著しく阻害するおそれのある要求として次に掲げるものに該当する行為を繰り返したとき。	法5①(3)
ア 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）	省令5の6①
イ 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの。	省令5の6②
(4) 宿泊施設に余裕がないとき。	法5①(4)
(5) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。	条例7(1)
(6) 宿泊者が、法第6条第2項の規定に違反して、宿泊者の氏名、住所（日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号）、連絡先を告げないとき。	条例7(2)
2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。	法5②
第8 宿泊者名簿等	
1 営業者は、次に掲げる場所に宿泊者名簿を備え、保健所長の要求があつたときは、これを提出しなければならない。	法6①
(1) 旅館業の施設	省令4の2②(1)
(2) 営業者の事務所	省令4の2②(2)
2 営業者は宿泊者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。	法6①
(1) 宿泊者の氏名、住所、連絡先	法6①
(2) 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号	省令4の2③(1)
3 宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。	省令4の2①

<p>4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれかの要件に該当するICTを活用した方法等により行うこと。</p>	<p>衛生等管理要領 V 4</p>
<p>(1) ①宿泊しようとする者の顔及び旅券が鮮明な画像により認識でき、②当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。②の方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。</p> <p>(2) 営業者と宿泊しようとする者が氏名、住所、連絡先その他本人確認に必要な情報（以下「本人確認情報」という。）及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等（以下「事前共有情報」という。）を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の自動チェックイン機器等に示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合することができること。その際、本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、必要時に確認できること。この場合において、営業者は、宿泊しようとする者が自動チェックイン機器等の操作について問い合わせができるような設備や体制を確保すること。</p>	
<p>5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存（自動チェックイン機器等による電子的な保存を含む。）すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。</p>	<p>衛生等管理要領 V 5</p>
<p>6 宿泊者は、営業者から請求があったときは、第2項に規定する事項を告げなければならない。</p>	
<p>第9 その他</p>	
<p>1 旅館業に必要な措置については、第6から第8までに掲げるもののほか、衛生等管理要領等別添3「旅館業における衛生等管理要領」に準じて講じること。</p>	<p>法6②</p>
<p>2 モノクロラミン濃度の確認は、全塩素濃度測定で代用可能である。ただし、定期的にモノクロラミン濃度測定も実施し、全塩素濃度との一致を確認する必要がある。</p>	

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6(8)ア(ウ)、第6(8)イ(pH値の検査方法に係るものに限る。)及び第6(8)コ(ア)の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和3年3月31日までの間における改正後の浜松市旅館業法の施行に関する要綱第6(8)イ(ア)の規定(大腸菌に係るものに限る。)は、以下に示す改正前の浜松市旅館業法の施行に関する要綱第6(8)イ(ア)の規定(大腸菌群に係るものに限る。)によることができる。

検査項目	基準値	承認による適用除外の可否
大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	

※ 大腸菌群の検査は、「水質基準に関する省令」(平成4年厚生省令第69号)で規定する方法で行うこと。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

申請手数料:23,000 円

様式1 (第1関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

申請者

住 所

〔法人にあっては〕
主たる事務所の所在地

氏 名

〔法人にあっては名称及び〕
代表者の役職・氏名

生年月日

年 月 日生

〔営業者が法人の〕
場合は記入不要

旅館業許可申請書

旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により下記のとおり申請
します。

記

営業施設	名 称			
	所 在 地			
	電話番号			
営 業 の 種 別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿			
使用する 水の種類	飲 用	<input type="checkbox"/> 水道水	<input type="checkbox"/> 井戸水	<input type="checkbox"/> その他 ()
	浴 用	<input type="checkbox"/> 水道水	<input type="checkbox"/> 井戸水	<input type="checkbox"/> その他 ()
省令第5条第1項に該当するときは その旨及び営業期間				
法第3条第2項の各号のいずれかに 該当するときはその内容				
調 査 日	月 日 ()	:	受 付 者	

○ 提出書類、提示書類 申請手数料 23,000 円 (現金)

- 1 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
- 2 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し (本証と相違ないことの記載)
- 3 営業施設の配置図及び平面図 (客室は内寸の寸法を記載)
- 4 営業施設の周囲100mの地図
- 5 使用する土地又は建物が他人の所有の場合は、貸借契約書の写し (本証と相違ないことの記載) 又は承諾書
- 6 循環式浴槽を設置する場合は、その配管系統図及び別紙2 (○循環式浴槽の詳細)
- 7 使用する水が水道水の場合は、その使用証明書、水道水以外の場合は、その水質検査成績書
- 8 消防法令適合通知書の写し (本証提示)
- 9 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を備える場合にあっては、その内容を明らかにする書類等

営業施設の構造設備	延床面積							m ²	
	玄関帳場の有無		<input type="checkbox"/> 有 (玄関帳場等 ・ 代替機能設備) ・ <input type="checkbox"/> 無						
	客室(詳細は別紙1のとおり)		室	定員					人
	入浴施設								
	部屋付浴室		<input type="checkbox"/> 有 (部屋)						<input type="checkbox"/> 無
	共同シャワー室		<input type="checkbox"/> 有 (箇所、台)						<input type="checkbox"/> 無
	共同浴室		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	浴槽等入浴設備	区分	名称	面積	深さ	洗い場の床面から上縁までの高さ	設置場所	循環式の有無	
				m ²	cm	cm	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		用		m ²	cm	cm	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
				m ²	cm	cm	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	洗い場	区分	面積	上がり湯水設備			浴室換気方法		
				湯	水	シャワー			
		用		m ²	個	個	個		
				m ²	個	個	個		
	脱衣室	区分	面積	衣類保管設備		換気方法			
					個				
		用	m ²		個				
	加温設備		使用燃料等						
			貯湯槽		<input type="checkbox"/> 有 (m ³) <input type="checkbox"/> 無				
洗面施設		部屋付洗面所		<input type="checkbox"/> 有 (部屋) <input type="checkbox"/> 無					
		共同洗面所		<input type="checkbox"/> 有 (箇所、蛇口 個) <input type="checkbox"/> 無					
便所		部屋付便所		<input type="checkbox"/> 有 (部屋) <input type="checkbox"/> 無					
		共同便所		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		区分	便器の数		流水式手洗設備				
			用	大 個、小 個	箇所				
		個	箇所						
		個	箇所						
飲料水供給設備		台							
寝具類等保管施設		箇所							
備考									

別紙2 (様式1 関係)

○循環式浴槽の詳細

浴槽	区分	名称	浴槽の容量	ろ過器番号	
	用			m ³	
				m ³	
				m ³	
	用			m ³	
				m ³	
				m ³	
	用			m ³	
				m ³	
				m ³	
ろ過器	ろ過器番号	種類	ろ過器の処理能力		
		式	m ³ /時		
		式	m ³ /時		
		式	m ³ /時		
		式	m ³ /時		
		式	m ³ /時		
備考					

申請手数料：7,600 円

様式2（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

申請者

<譲受人>

住 所

〔法人にあっては〕
主たる事務所の所在地

氏 名

〔法人にあっては名称及び〕
代表者の役職・氏名

生年月日

年 月 日生

〔営業者が法人の〕
場合は記入不要

<譲渡人>

住 所

〔法人にあっては〕
主たる事務所の所在地

氏 名

〔法人にあっては名称及び〕
代表者の役職・氏名

旅館業承継承認申請書（譲渡）

営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日・	第 号
営 業 施 設	名 称	
	所 在 地	
営 業 の 種 別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	
法 第 3 条 第 2 項 の 各 号 の いずれかに該当するときはその内容		

○ 提出書類、提示書類 申請手数料 7,600 円（現金）

- 1 旅館業の譲渡を証する書類（譲渡契約書の写し等。本証と相違ないことの記載）
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し（本証と相違ないことの記載）
- 3 営業施設の配置図及び平面図
- 4 構造設備を明らかにする書類（様式1を準用）
- 5 営業施設の周囲100メートルの地図（営業施設の敷地の境界周囲100メートルの区域を示したもの）
- 6 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の登記事項証明書の提示

申請手数料：7,600円

様式3（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

申請者

住 所
〔法人の主たる
事務所の所在地〕

氏 名
〔法人の名称及び
代表者の役職・氏名〕

旅館業承継承認申請書（法人の合併・分割）

営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日・ 第 号
営 業 施 設	名 称
	所 在 地
営 業 の 種 別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿
合併により消滅する法人又は分割前の法人	名 称 及 び 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名
	事 務 所 所 在 地
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人	名 称 及 び 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名
	事 務 所 所 在 地
合 併 又 は 分 割 予 定 年 月 日	年 月 日
法第3条第2項の各号のいずれかに該当するときはその内容	

申請手数料：7,600円

様式4（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

申請者

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

被相続人との続柄

旅館業承継承認申請書（相続）

営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の4第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

許可年月日及び番号		年 月 日・	第 号
営業施設	名 称		
	所 在 地		
営 業 の 種 別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	
被相続人	氏 名		
	住 所		
相 続 開 始 年 月 日		年 月 日	
法第3条第2項の各号のいずれかに該当するときはその内容			

様式例 2

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所
氏名
被相続人との続柄

住所
氏名
被相続人との続柄

住所
氏名
被相続人との続柄

※相続人として選定された者以外の相続人全員を記載すること。

同意書

下記のとおり、旅館業の営業者の地位を承継することを同意します。

記

営業施設	名称	
	所在地	
被相続人	氏名	
	住所	
相続人として選定された者	氏名	
	住所	

（あて先）浜松市保健所長

届出者

住 所
〔法人にあっては〕
主たる事務所の所在地

氏 名
〔法人にあっては名称及び〕
代表者の役職・氏名

旅館業許可申請事項変更届

旅館業の許可申請事項を変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号		年 月 日・	第 号
営業施設	名 称		
	所 在 地		
営 業 の 種 別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式6（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

届出者

住 所
〔法人にあっては〕
主たる事務所の所在地

氏 名
〔法人にあっては名称及び〕
代表者の役職・氏名

旅館業停止・廃止届

旅館業を停止・廃止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号	年 月 日・	第 号
営業施設	名 称	
	所 在 地	
営 業 の 種 別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	
停 止 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
停 止 の 理 由		
廃 止 年 月 日	年 月 日	

様式7（第1関係） ※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

提出者

住 所
〔法人にあっては〕
主たる事務所の所在地

氏 名
〔法人にあっては名称及び〕
代表者の役職・氏名

旅館業に係る衛生管理計画書（新規・変更）

衛生管理に係る計画書を作成・変更したので、浜松市旅館業法施行条例第6条第9号ソ（同条第10条において適用する場合を含む。）の規定により下記のとおり提出します。

記

営業施設	名 称			
	所 在 地			
責任者の氏名			連絡先	
新規提出年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	

1 入浴設備の使用状況

営業時間	: ~ :		
定休日	毎週 曜日 ・ 毎月 日 ・ その他 ()		
入浴者数	平日	平均	人/日 (最大 人/日)
	土・日・祝日	平均	人/日 (最大 人/日)

2 入浴設備の構造設備

貯湯槽	<input type="checkbox"/> 有 (容量: 立方メートル) <input type="checkbox"/> 無		
	貯湯槽の温度	設定	℃、実測
	外気との遮断構造	<input type="checkbox"/> 遮断されている <input type="checkbox"/> 遮断されていない	
	加温設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	加温方法	<input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ()	

ろ過器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	①	種 類	<input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> カートリッジ式 <input type="checkbox"/> けいそう土式 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		ろ材の種類	<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> その他 ()				
		処 理 能 力	立方メートル/時				
	②	種 類	<input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> カートリッジ式 <input type="checkbox"/> けいそう土式 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		ろ材の種類	<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> その他 ()				
		処 理 能 力	立方メートル/時				
	③	種 類	<input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> カートリッジ式 <input type="checkbox"/> けいそう土式 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		ろ材の種類	<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> その他 ()				
		処 理 能 力	立方メートル/時				
	④	種 類	<input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> カートリッジ式 <input type="checkbox"/> けいそう土式 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		ろ材の種類	<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> その他 ()				
		処 理 能 力	立方メートル/時				
	浴槽等 入浴設備		名 称	設置場所	循 環 方 式 等	ろ 過 器 (番 号)	気 泡 / 水 粒 発 生 装 置 等
		(1)		<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 連続循環 <input type="checkbox"/> 毎日換水循環 <input type="checkbox"/> 非循環	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 気泡 <input type="checkbox"/> 水粒
		(2)		<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 連続循環 <input type="checkbox"/> 毎日換水循環 <input type="checkbox"/> 非循環	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 気泡 <input type="checkbox"/> 水粒
(3)			<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 連続循環 <input type="checkbox"/> 毎日換水循環 <input type="checkbox"/> 非循環	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 気泡 <input type="checkbox"/> 水粒	
(4)			<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 連続循環 <input type="checkbox"/> 毎日換水循環 <input type="checkbox"/> 非循環	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 気泡 <input type="checkbox"/> 水粒	
(5)			<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 連続循環 <input type="checkbox"/> 毎日換水循環 <input type="checkbox"/> 非循環	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 気泡 <input type="checkbox"/> 水粒	
(6)			<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 連続循環 <input type="checkbox"/> 毎日換水循環 <input type="checkbox"/> 非循環	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 気泡 <input type="checkbox"/> 水粒	
(7)			<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 連続循環 <input type="checkbox"/> 毎日換水循環 <input type="checkbox"/> 非循環	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 気泡 <input type="checkbox"/> 水粒	
(8)			<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 連続循環 <input type="checkbox"/> 毎日換水循環 <input type="checkbox"/> 非循環	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 気泡 <input type="checkbox"/> 水粒	
温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、浴槽の名称及びその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効果 ※必要に応じてその内容を付記した書類を提出すること							

3 入浴設備の管理計画

(1) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水

	使用水の種類	水質検査（水道水以外の場合）
原湯	<input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> その他（ ）	実施回数 回/年 (実施月：)
原水	<input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> その他（ ）	実施回数 回/年 (実施月：)
上がり用湯	<input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> その他（ ）	実施回数 回/年 (実施月：)
上がり用水	<input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> その他（ ）	実施回数 回/年 (実施月：)

(2) 貯湯槽（設置無の場合は記載不要）

清掃・消毒	実施回数 回/年（実施月： ） 消毒方法：
水質検査	実施回数 回/年（実施月： ） （60℃以下で管理する場合）

(3) ろ過器（設置無の場合は記載不要）

番号	洗浄・消毒実施回数	洗浄方法	消毒方法
①	1回/ 日 (実施日：)	<input type="checkbox"/> 逆洗浄 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
②	1回/ 日 (実施日：)	<input type="checkbox"/> 逆洗浄 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
③	1回/ 日 (実施日：)	<input type="checkbox"/> 逆洗浄 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
④	1回/ 日 (実施日：)	<input type="checkbox"/> 逆洗浄 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※番号は「2 入浴設備の構造設備」ろ過器の欄の番号に対応

(4) 集毛器（設置無の場合は記載不要）

清掃・消毒	実施回数 回/日 消毒方法：
-------	-------------------

(5) 循環の配管（設置無の場合は記載不要）

番号	消毒		生物膜監視	
	実施回数	消毒方法	実施回数	消毒方法
①	1回/ 日 (実施日：)		回/年 (実施月：)	
②	1回/ 日 (実施日：)		回/年 (実施月：)	
③	1回/ 日 (実施日：)		回/年 (実施月：)	
④	1回/ 日 (実施日：)		回/年 (実施月：)	

※番号は「2 入浴設備の構造設備」ろ過器の欄の番号に対応

(6) 浴槽水

	浴槽水の消毒			換水清掃 実施回数 (実施日)	水質検査 実施回数 (実施月)
	消毒方法	測定回数 (測定時間)	管理目標値 mg/L		
(1)	遊離残留塩素 モノクロミン	回/日 ()		回/日 ()	回/月 ()
(2)	遊離残留塩素 モノクロミン	回/日 ()		回/日 ()	回/月 ()
(3)	遊離残留塩素 モノクロミン	回/日 ()		回/日 ()	回/月 ()
(4)	遊離残留塩素 モノクロミン	回/日 ()		回/日 ()	回/月 ()
(5)	遊離残留塩素 モノクロミン	回/日 ()		回/日 ()	回/月 ()
(6)	遊離残留塩素 モノクロミン	回/日 ()		回/日 ()	回/月 ()
(7)	遊離残留塩素 モノクロミン	回/日 ()		回/日 ()	回/月 ()
(8)	遊離残留塩素 モノクロミン	回/日 ()		回/日 ()	回/月 ()

※番号は「2 入浴設備の構造設備」浴槽の欄の番号に対応

4 その他の管理計画

防 鼠 防 虫 (点検、駆除)	実施回数 回/年 (実施月 :
シ ャ ワ ー	内部水の換水： 回/日 点検、洗浄/消毒： 回/月

（あて先）浜松市保健所長

申請者

住 所
〔法人にあっては〕
主たる事務所の所在地

氏 名
〔法人にあっては名称及び〕
代表者の役職・氏名

水質基準適用除外承認申請書（原水等）

原水等（原湯・原水・上がり用湯・上がり用水）の水質基準について、下記の検査項目の適用を除外していただきたいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 適用除外を受けたい原水等の種類
 原湯 原水 上がり用湯 上がり用水
- 4 適用除外を受けたい検査項目
 色度 濁度 pH値
 有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）
- 5 申請の理由

（あて先）浜松市保健所長

申請者

住 所
〔法人にあっては〕
主たる事務所の所在地

氏 名
〔法人にあっては名称及び〕
代表者の役職・氏名

水質基準適用除外承認申請書（浴槽水）

浴槽水の水質基準について、下記の検査項目の適用を除外していただきたいので申請します。

記


- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 適用除外を受けたい浴槽の名称又は設置場所
- 4 適用除外を受けたい検査項目
 - 濁度
 - 有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）
- 5 申請の理由

様式10（第4関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

旅館業許可書

年 月 日付け申請のあった旅館業については、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

記


- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 許可の条件

様式 1 1 (第 4 関係)

第 号
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 

旅館業について (不許可)

年 月 日付け申請のあった旅館業については、旅館業法 (昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号) 第 3 条第 2 項 (第 3 項) の規定により不許可とします。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 不許可とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として (訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日 (審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日) の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 1 2 (第 4 関係)

第 号
年 月 日


(譲渡の場合)

<譲受人> 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) 様

<譲渡人> 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) 様

(法人の合併・分割、相続の場合)

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 

旅館業承継承認書(譲渡・法人の合併・分割・相続)

年 月 日付け申請のあった営業者の地位の承継については、旅館業法(昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号)第 3 条の 2 第 1 項・第 3 条の 3 第 1 項・第 3 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり承認します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 許可の年月日及び番号
- 5 承認の条件
- 6 譲渡予定年月日(譲渡の場合)

様式13（第4関係）

第 号
年 月 日


（譲渡の場合）

<譲受人> 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 様

<譲渡人> 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 様

（法人の合併・分割、相続の場合）

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

旅館業の承継について（不承認）（譲渡・法人の合併・分割・相続）

年 月 日付け申請のあった営業者の地位の承継については、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第2項・第3条の3第2項・第3条の4第3項において準用する第3条第2項の規定により不承認とします。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 不承認とする理由

教示


- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式14（第4関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

水質基準適用除外承認書（原水等）


年 月 日付け申請のあった水質基準の適用除外については、下記のとおり承認します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 承認する原水等の種類
- 4 承認する検査項目

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

水質基準適用除外について（不承認）

年 月 日付け申請のあった水質基準の適用除外については、下記のとおり不承認とします。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 申請した原水等の種類
- 4 申請した検査項目
- 4 不承認とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。


- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式16（第4関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

水質基準適用除外承認書（浴槽水）

年 月 日付け申請のあった水質基準の適用除外については、下記のとおり承認します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 承認する浴槽の名称又は設置場所
- 4 承認する検査項目

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

水質基準適用除外について（不承認）

年 月 日付け申請のあった水質基準の適用除外については、下記のとおり不承認とします。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 申請した浴槽の名称又は設置場所
- 4 申請した検査項目

~~4~~5 不承認とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

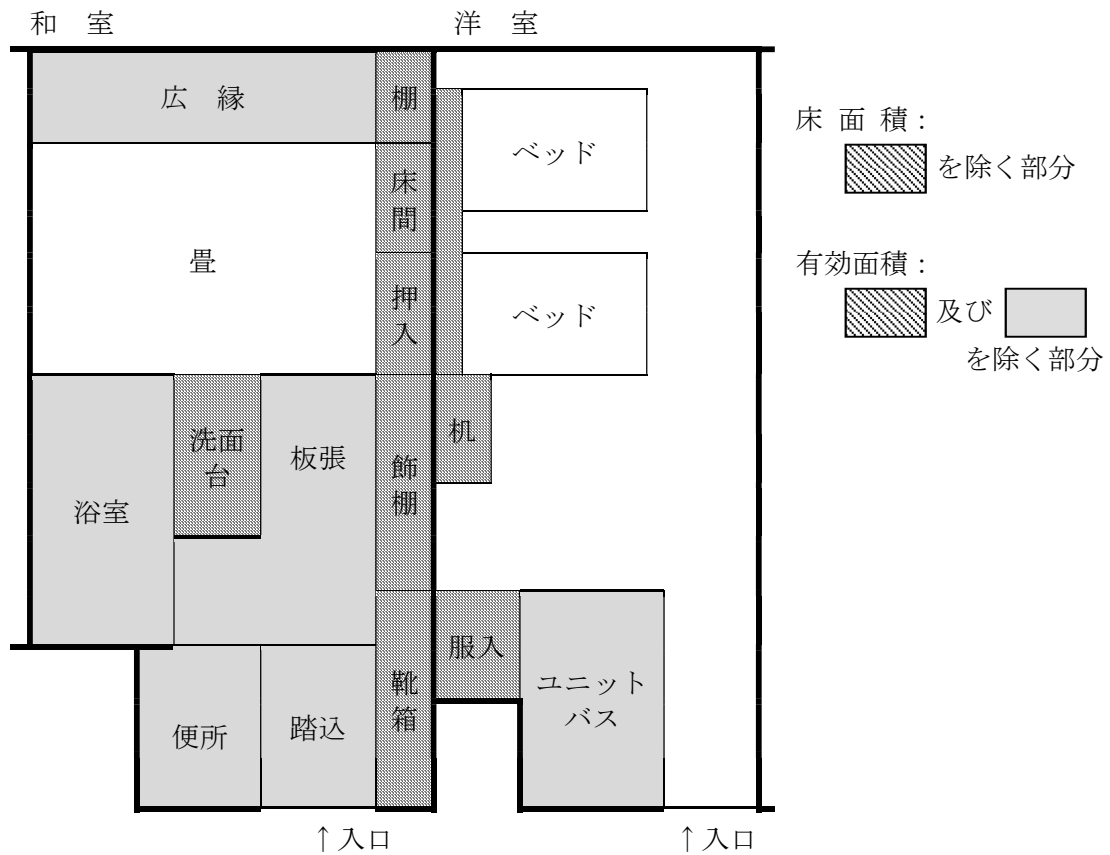
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別図

○有効面積等の算定方法

- ① 客室面積 客室全体の面積
- ② 床面積 ①から、押入れなど宿泊者が踏み込むことのない場所及び机や洗面台などの固定物（洋室におけるベッドを除く）を除いた面積
- ③ 有効面積 ②から、浴室やトイレなどの宿泊者の睡眠、休憩等の用に供しない部分を除いた面積

【具体例】



○定員に対し必要となる有効面積の算定方法

- ・寝台を使用する客1人に対し有効面積が4㎡以上必要
- ・寝台を使用しない客1人に対し有効面積が3.3㎡以上必要

↓

1人用の寝台を1台設置し定員を2人とする場合、寝台を使用する客が1人、寝台を使用しない客が1人となるため、有効面積の算定方法は下記のとおり。

必要となる有効面積：4㎡×1人+3.3㎡×1人→7.3㎡以上